

北海道文教大学外国人留学生規則

(平成11年4月7日 程 第16号)

(趣 旨)

第1条 北海道文教大学学則第31条第2項の規定に基づく外国人留学生に関する必要な事項は、この規則の定めるところとする。

(区 分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- ① 学部の学生
- ② 学部の科目等履修生
- ③ 学部の特別聴講学生
- ④ 研究生

(入学資格)

第3条 外国人留学生の入学資格は、次のとおりとする。

| 区 分 | 入 学 資 格 |
|--------------------|---|
| 学部の学生 学部の科目等履修生 | 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者若しくはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者 |
| 学部の特別聴講学生 | 単位互換大学との協定に基づく |
| 研 究 生 | 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者 |

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(入学の出願)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- ① 入学願書
- ② 健康診断書
- ③ 写真
- ④ 最終出身校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書
- ⑤ 本国の戸籍謄本又は市民籍等の証明書
- ⑥ その他必要と認められる書類

2 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、文部科学大臣からの協議書類をもって、前項の各号に掲げる書類に代えることができる。

(入学の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、特別選考を行う。

(入学の手續及び許可)

第7条 前条の結果に基づき合格した者は、所定の期日までに、指定された書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手續を完了した者について、入学を許可する。

(授業料等の免除)

第8条 第5条及び第7条の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生の検定料、入学金及び授業料は、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）及び別に定

める大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項に基づき徴収しない。

(学則の準用)

第9条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学則その他の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。